

意見公募要領

1 意見募集対象

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法並びに情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準（仮称）案

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省大臣官房企画課個人番号企画室 宛て
なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(2) F A Xを利用する場合

F A X 番号：03-5253-5160
総務省大臣官房企画課個人番号企画室 宛て
※担当に電話連絡(03-5253-5013)後、送付してください。
なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：soumu-johoteikyo-nws_atmark_soumu.go.jp
(送信の際には、_atmark_を@に置き換えてください。)
総務省大臣官房企画課個人番号企画室 宛て
※コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力控えていただきますよう御協力をよろしくお願いします。やむを得ず添付ファイルにより提出される場合のファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフト社製Wordファイルとして提出してください。
なお、電子メールの受取可能最大容量は、10MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) を利用する場合

意見提出フォームに上記必要事項と連絡先を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、添付ファイルは利用できませんので、御注意ください

4 意見提出期限

平成27年10月13日（火）正午（必着）

（なお、意見の受付締切期間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受付はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。また、郵送についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省大臣官房企画課個人番号企画室にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 問合せ先

総務省大臣官房企画課個人番号企画室

（直通：03-5253-5013）

意見書

平成 年 月 日

総務省大臣官房

企画課個人番号企画室 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法並びに情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準(仮称)案に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙には意見の対象となるページ数及び項目などを明記すること。